



クレジットカードの「リボ払い」にご注意

クレジットカードの「リボ払い」とは、利用金額や回数に関わらずあらかじめ設定した金額を毎月支払う方法です。高額な買い物をしても少額ずつ支払っていくことができますが、その一方で支払いが長期化し、実質年率15～18%程度の手数料がかかるために支払総額が高額になるので注意が必要です。

(例) 50万円を月1万円ずつ支払い、年率15%の場合
支払総額 約79万円、支払期間 6年7か月

【事例】

携帯ショップでポイントが貯まると言われてクレジットカードを作り、携帯料金の支払いの他に買い物にも使っていたら、1年後にカードの利用限度額を超えて使えなくなった。毎月請求通りに支払っていたのにおかしいと思って調べると、カード申込時から意図せず月5千円のリボ払いになっていた。

【アドバイス】

▼クレジットカードの申込内容をよく確認する

初期設定がリボ払いになっているカードや一定条件で自動的にリボ払いに切り替わるカード、リボ払い専用のカードもあります。「気づかないうちにリボ払いになっていた」というトラブルが増えているので、カードの申込時には支払方法をよく確認しましょう。

▼クレジットカードの利用明細を毎月確認する

カード利用明細に手数料が加算されていることに気づいて、リボ払いになっていることがわかったケースがあります。利用明細と支払金額を毎月きちんと確認しましょう。

最近はインターネットの公式アプリなどで利用明細を確認するカードが増えています。インターネットでの確認が難しい人は、カード会社に紙の利用明細をもらえるか相談しましょう。金融機関をかたる詐欺メールが多いため、届いたメールから確認することは避けましょう。

▼リボ払いを利用する場合は計画的に

リボ払いを利用しすぎると利用総額が把握しにくくなり、元本がなかなか減らず、手数料が高額になって家計破綻の状態に陥る可能性があります。利用明細を確認して利用額と支払額のバランスを調整し、計画的に利用しましょう。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）